

第 59 号

令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算
令和8年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,067,985千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 107,322
	1 諸 収 入	107,322
2 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		23,716
	1 繰 入 金	23,716
3 支 援 措 置 費		1,180,483
	1 国 庫 支 出 金	429,285
	2 繰 入 金	645,198
	3 県 債	106,000
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 繰 入 金	756,464
歳 入 合 計		2,067,985

歳 出		
款	項	金 額
1 チ ッ ソ 貸 付 費		千円 536,607
	1 公 債 費	536,607
2 水俣病問題解決支援 財 団 出 資 費		23,716
	1 公 債 費	23,716
3 支 援 措 置 費		751,198
	1 環 境 費	106,000
	2 公 債 費	645,198
4 一 時 金 支 払 関 係 費 支 援 費		756,464
	1 公 債 費	756,464
歳 出 合 計		2,067,985

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
チ ッ ソ 特 別 貸 付 資 金	千円 106,000	(借入先) 財務省、その他 (借入方法) 証書借入又は証 券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 20年以内 半年賦元利均等 償還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。